

平成30年度鳥取県保育実習等旅費支援事業募集要項

1 目的

本事業は、鳥取県外の保育士養成施設に在学する鳥取県出身学生が、鳥取県内の保育所等において保育実習や就職体験、ボランティア活動を行う際の旅費を助成する事業です。

保育実習等を通じて、県内の保育所や子どもたちの様子を知っていただき、鳥取県内でのUターン就職を促進することを目的とします。

2 応募資格

鳥取県外の保育士養成施設（※1）に在学し、鳥取県内の保育所等（※2）において保育実習や就職体験、ボランティア活動を行う鳥取県出身学生を対象とします。

※1 児童福祉法第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士・幼稚園教諭等を養成する学校その他の施設

※2 保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業所

3 助成内容

鳥取県内の保育所等で保育実習や就職体験、ボランティア活動を行う際の旅費について助成します。

(1) 対象経費

県外の居住地から県内の帰省先の往復に必要な経費。

なお、最も合理的と認められる経路及び方法で、公共交通機関（飛行機、電車、バスに限る）の利用に限る。

(2) 利用限度額及び回数

利用は一人30,000円を限度とし、回数は問いません。

4 募集人数

先着20人

5 募集期間

平成30年7月1日から平成30年12月28日までとします（当日消印有効）。なお、応募が募集人数に達した場合は、募集を締め切ります。

6 申請方法

助成を希望する方は、保育実習等を行うことが決定した日から速やかに、次の書類を「10 提出・お問い合わせ先」まで郵送にてご提出ください。

提出期限は、「5 募集期間」に定める平成30年12月28日までとしますので、期限内にご提出ください。

(1) 助成申請書（様式1）

(2) 保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）

7 助成の決定

助成申請書を受理した後、助成の可否について電話にて連絡します。その後、助成が決定した方については助成決定通知及び助成金請求書（様式2）をお送りします。

8 助成金の支払

保育実習等の終了後、助成金請求書に必要事項を記入し、速やかに「10 提出・お問い合わせ先」まで郵送にてご提出ください。請求書を確認した後、指定の口座に振込みます。

請求書の提出期限は、平成31年2月28日までとしますので、期限内にご提出ください。

※ 実際に支払った経費が確認できる領収書の写し等を添付してください。添付が無いものは対象となりません。

9 留意事項

(1) 旅費について

他の補助金の交付を受けている場合や、学生本人ではなく保育士養成施設や保育実習等先施設が旅費を負担している場合には、本助成金の対象とはなりません。

(2) 保育実習等後のアンケートについて

就職状況等を伺うため、簡単なアンケートを行うことがございますので、ご協力ください。

(3) 保育士保育所支援センターの求職登録について

助成が決定した方には求職登録用紙をお送りしますので、是非、ご登録ください。登録者には定期的に求人情報など就職に役立つ情報をお届けします。

10 提出・お問い合わせ先

鳥取県保育士・保育所支援センター（社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会）

〒689-0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内

電話 0857-59-6342

ファクシミリ 0857-59-6341

メールアドレス hoikucenter@tottori-wel.or.jp

ホームページ <http://www.tottori-wel.or.jp>

※上記ホームページより申請様式がダウンロードできます。

付則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

付則

この要項は、平成30年9月18日から施行し、7月1日から適用する。